

《はたしん職域サポートローン》商品概要説明書

平成26年10月1日現在

1 商品名	はたしん職域サポートローン
2 ご利用いただける方	・当金庫と職域サポート契約を締結した事業所で働く経営者、および従業員の方。 ・満20歳以上の方。 ・安定継続した収入がある方。 ・しんきん保証基金の保証を得られる方。 ・当金庫の会員となれる資格のある方（当金庫の営業区域内に居住・住所を有するか、または当金庫の営業区域内にある事業所に勤務されている方）。
3 資金使途	・健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの。 ①申込入または申込入の家族（配偶者・親・子・孫・兄弟）が必要とする資金。 ②申込入が①を使途として借入した消費者金融（消費者金融からの借入は対象外）借換え資金および借換に伴う繰上返済にかかる手数料。
4 ご融資金額	・500万円以内。
5 ご融資形式	・証書貸付。
6 ご利用期間	・3ヶ月以上10年以内。
7 ご返済方法	・元利金等割賦返済（申込額の50%以内のボーナス併用返済も可能です）。
8 ご融資利率	・当金庫所定の利率（ご融資利率には保証料が含まれております）によります。 ※金利については窓口でお問合せください。
9 担保・保証人	・しんきん保証基金が保証いたしますので必要ありません。
10 その他	・お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・ご融資利率やその他のご不明な点は窓口にお問合せください。 ・ご契約後、転居や転勤、転職等により当庫の営業区域外へ転出された方は契約の解除（ご利用残高のある方は一括返済）をして頂きます。
11 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時～17時に、営業店またはコンプライアンス室（電話：0880-34-2121）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時～17時に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）-もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。